

会津若松市長
室井照平様

会津若松市監査委員 松川和夫
会津若松市監査委員 近藤信行

公の施設の指定管理者監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により公の施設の指定管理者監査を行ったので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告する。

- 1 監査の対象 市が設置する会津若松市勤労青少年ホームの指定管理者監査
 - 指定管理者の指定等の事務所管部局
 - ・観光商工部商工課
 - 指定管理者
 - ・一般財団法人会津若松市勤労者福祉サービスセンター
- 2 監査の期間 平成 25 年 6 月 25 日 ～ 平成 25 年 11 月 15 日
- 3 監査実施日 現地調査日 平成 25 年 9 月 26 日（木）
備品調査日 平成 25 年 9 月 26 日（木）
対面監査日 平成 25 年 10 月 17 日（木）
- 4 監査の範囲 平成 24 年度の事務及び業務執行分
- 5 監査対象事項 (1) 指定管理者の指定等の事務所管部局
 - ア 公の施設の指定管理の根拠等
 - イ 指定管理者の指定、管理に関する協定の状況
 - ウ 協定の履行、指定管理者に対する監督等(2) 指定管理者
 - ア 関係法令等に基づく管理の状況
 - イ 協定等に基づく義務の履行状況
 - ウ 経費節減及び利用者サービス向上への取組状況
- 6 監査の方法 監査実施にあたっては、あらかじめ提出された関係帳票等により調査し、施設の現地調査を行うとともに、所属長及び職員から説明を聴取した。
- 7 監査の結果 公の施設の指定管理者を対象として、所管部局の指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか、指定管理者が行う公の施設の管理業務が、条例及び協定等に基づいて適切に行われているか等の観点から監

査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていた。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、文書により措置を促した。

また、勤労青少年ホーム利用の活性化について、市当局並びに指定管理者に対し、次のとおり意見を述べる。

◎ 個別意見

○ 勤労青少年ホーム利用の活性化について

勤労青少年ホームは、勤労青少年の余暇活動の支援、各種相談等を目的に、昭和40年代半ばより国内各地に設置された経緯にあるが、今日、全国的には青少年人口の減少や若者の余暇活動の多様化、さらに活動の場である施設の老朽化等に伴い、設置数及び施設利用者は長く減少傾向にある。

当市の状況をみると、昭和50年の開設以降、施設利用者の伸びが順調に推移していたものの、昭和57年度の約22,000人の利用をピークに年々減少に転じ、平成13年度には2,000人を割る事態となり、平成18年度の指定管理者制度導入を契機に、約6,000人が利用するまで持ち直している状況である。

これは、指定管理者である一般財団法人会津若松市勤労者福祉サービスセンターの、勤労青少年のニーズ把握による講座の開催をはじめ、若年者支援事業や自主事業の実施等の多様な取組による成果の表れであり評価すべきものである。

しかしながら、施設利用者数が全盛時である昭和50年代と比較して、3割程度にとどまっていることは残念であり、利用の活性化は大きな課題と受けとめるべきである。

雇用情勢の不安定など勤労青少年を取り巻く環境は厳しくなっており、その中で、「若者の居場所」「交流の場」を提供し、余暇活動等を通して人間形成や自己実現を支援するという勤労青少年ホームの役割は、本市では以前と変わりなく現に存在し大切なものとなっている。

全国の勤労青少年ホームの活動実態を見てみると、地域の特色を生かした先進的な取組を展開し、地域の交流拠点として、また、若者のキャリア形成支援の場として活性化を図っているモデル事例も見受けられる。

今後は、こうした事例を参考にしながら、余暇活動の更なる活性化を基本に、キャリア形成支援への取組、さらに、交流、ボランティア活動や伝統行事への参加機会の提供など多様な観点からの検討を行い、市当局並びに指定管理者双方が、より高い目標を掲げ、かつてのように多くの若者が集う地域の交流拠点として機能することを望むものである。